

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監6の第1号

監査の対象：令和5年度監査委員監査 産業廃棄物の排出事業者責任に係る事務

所管所属：水道局

通知日：令和7年1月16日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
6	<p>産業廃棄物処理業務委託における検査手続について改善を求めたもの。</p> <p>検査資料を確認した結果、検査要領第4条に規定する管財課長が各課長等に委託した検査について、受託担当課長等が検査を実施すべきところ、係員（検査員）が検査を実施していた。また、総括検査員である管財課長が検査調書を作成すべきところ、検査を実施した係員（検査員）が作成していた。</p> <p>【指摘事項】 水道局は、検査を担当する職員に対し研修を実施し検査要領の重要性を理解させ、定められた職階による適正な検査を実施するとともに、検査要領に沿って検査調書を作成すること。</p>	<p>【1】 検査要領に則った検査調書の作成について 検査要領第4条第1項の規定により総括検査員である管財課長から受託担当課長等に委託された検査については、受託担当課長等が検査を補助する職員（以下「検査職員」という）を指名し、履行に関する書類や現場立会等により履行状況を確認させた上で、財務会計システムにより受託担当課長等自らが決裁しており、受託担当課長等が検査を実施しているところであるが、検査調書については、検査要領第14条において受託担当課長等からの検査結果の通知を受けて総括検査員である管財課長が作成するものとされているにもかかわらず、受託担当課長等から総括検査員である管財課長への通知が行われないまま前記の財務会計システムによる受託担当課長等の決裁により作成されるとともに、その作成名義は決裁権者である当該受託担当課長等ではなく指名された検査職員となっていた。</p> <p>このため、受託担当課長等に委託された検査の検査調書の作成に当たっては、財務会計システムによる検査調書作成の決裁の決裁ルートに総括検査員である管財課長を加え同課長を決裁権者とするとともに、検査調書の作成名義を管財課長とするという、検査要領の規定に則った事務処理手順を局内に周知した。（令和5年11月16日実施済）</p> <p>あわせて、今回の指摘を機に、総括検査員である管財課長からの委託を受けて受託担当課長等が実施した検査の検査調書を総括検査員である管財課長が作成することとしている検査要領の規定に沿った事務処理手順自体についても、適正で効率的な検査事務の執行の観点からその意義・必要性を改めて検討し、その結果、効率性の観点から、検査実施から検査調書の作成、検査結果通知に至るまでを一貫して実施できるように検査体制を見直すこととした。</p> <p>検討の結果、検査職員等のそれぞれの役割と責任を明確にし、固定資産の買入契約含め、原則として契約請求担当課長が検査を行うこととし、一定額超の工事の検査については検査専門部署の課長が検査を行うこととして業務フローを見直し、令和6年9月30日付けで局内で意思決定を行った。</p> <p>決定した方針に基づき、管財課長が総括検査員として検査を行う体制から、原則として契約請求担当課長が検査職員として検査を行い、一定額超の工事の検査については検査専門部署の課長が検査職員として検査を行う体制とすることに伴い、令和5年11月16日実施済の検査調書の作成名義を管財課長とする取り扱いについては廃止し、検査調書の作成名義については各検査における検査職員とすることとし、契約規程のほか、関係管理規程・関係要領・事務処理マニュアル等の改正を行い、令和6年12月1日付けで実施した。また、これらの制度改正については、検査業務に従事する職員に対して周知を行った。</p> <p>【2】 検査業務に従事する職員への研修について 今回の指摘を受けて、受託担当課長等をはじめ検査業務に従事するすべての職員に対し、検査要領の内容を正しく理解して業務を遂行することはもとより、指摘において示されたリスクを明らかにしながら検査調書を作成する意義・趣旨やその作成名義の重要性について、e-ラーニングによる研修を行った。</p>	措置済	令和6年12月1日
			措置済	令和5年12月28日